○文部科学省告示第百七十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十四条第一項の規定により、次の表に掲げる伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区として選定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十一月二十八日

文部科学大臣　林　芳正

名称	所在地	区域	面積
福山市鞆町伝統的建造物群保存地区	広島県福山市	福山市鞆町鞆字西町の全域並びに鞆字石井町、字関町、字江之浦、字道越町、字古城跡、後地字古城跡及び字草谷の各一部 備考　区域に関する図面を、広島県教育委員会並びに福山市教育委員会及び関係部局に備え置いて縦覧に供する。	約八・六ヘクタール
杵築市北台南台伝統的建造物群保存地区	大分県杵築市	杵築市大字南杵築字本丁及び字カブト石の全域並びに大字杵築字下町、字谷町、字北台、大字南杵築字梅ヶ小路、字台茶屋及び字裏丁の各一部 備考　区域に関する図面を、大分県教育委員会並びに杵築市教育委員会及び関係部局に備え置いて縦覧に供する。	約一六・一ヘクタール

○厚生労働省告示第三百四十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）並びに保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文並びに保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十九年十一月二十九日から適用する。

平成二十九年十一月二十八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条　使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			改正前		
別表 第１部～第20部　（略）			別表 第１部～第20部　（略） （新設）		
第21部　内用薬追補（17）					
品名	規格単位	薬価円			
（え）					
エルカルチンＦＦ内用液10％分包５mL	10％５mL１包	362.00			
エルカルチンＦＦ内用液10％分包10mL	10％10mL１包	724.00			
（し）					
ジャドニュ顆粒分包90mg	90mg１包	1,433.80			
ジャドニュ顆粒分包360mg	360mg１包	5,707.70			
（た）					
タシグナカプセル50mg	50mg１カプセル	1,289.20			